

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和2年10月28日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 3件

国民年金関係 2件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2000116号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2000071号

第1 結論

1 請求期間のうち、訂正請求記録の対象者のA社における平成19年9月1日から平成20年9月1日までの期間、平成21年4月1日から平成22年3月1日までの期間、同年10月1日から平成23年8月1日までの期間、同年9月1日から平成24年11月1日までの期間及び平成25年2月1日から平成30年2月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。別表1の第1欄に掲げる①から⑳までの期間に係る標準報酬月額については、それぞれ同表第2欄に掲げる標準報酬月額から同表第5欄に掲げる標準報酬月額とする。

別表1の第1欄に掲げる①から⑳までの期間の同表第5欄に掲げる訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、訂正請求記録の対象者の別表1の第1欄に掲げる①から⑳までの期間の同表第5欄に掲げる訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

2 請求期間のうち、訂正請求記録の対象者のA社における平成21年4月1日から平成22年3月1日までの期間、同年9月1日から同年10月1日までの期間、平成23年8月1日から同年11月1日までの期間、同年12月1日から平成24年2月1日までの期間、同年5月1日から平成25年2月1日までの期間、同年6月1日から平成26年1月1日までの期間、同年3月1日から同年9月1日までの期間、平成27年5月1日から同年10月1日までの期間及び平成28年4月1日から平成30年2月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。別表2の第1欄に掲げる①から㉑までの期間に係る標準報酬月額を、それぞれ同表第2欄に掲げる標準報酬月額から同表第5欄に掲げる標準報酬月額とする。

別表2の第1欄に掲げる①から㉑までの期間に係る訂正後の標準報酬月額(上記1の訂正後の標準報酬月額(別表1の第1欄②、⑧、⑨、⑪、⑬、⑭、⑮、⑯、⑰、⑲、⑳、㉒及び㉓)の期間に係る別表1の第5欄に掲げる標準報酬月額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

3 その他の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名(続柄) : 女(妻)
基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 51 年生
住 所 :

2 被保険者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和 51 年生

3 請求内容の要旨

請求期間 : 平成 18 年 4 月 12 日から平成 30 年 2 月 1 日まで

私の夫（訂正請求記録の対象者）がA社に勤務した期間のうち、請求期間の標準報酬月額が実際の給与額と異なった記録となっている。給与明細書を提出するので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間のうち、平成 19 年 9 月 1 日から平成 20 年 9 月 1 日までの期間、平成 21 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 1 日までの期間、同年 10 月 1 日から平成 23 年 8 月 1 日までの期間、同年 9 月 1 日から平成 24 年 11 月 1 日までの期間及び平成 25 年 2 月 1 日から平成 30 年 2 月 1 日までの期間について、請求者から提出された給与明細書により確認できる別表 1 の第 3 欄に掲げる標準報酬月額及び同表第 4 欄に掲げる標準報酬月額は、いずれもオンライン記録により確認できる同表第 2 欄に掲げる標準報酬月額を超えていることが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は標準報酬月額の改定若しくは決定の基礎となる月の報酬月額（以下「本来の報酬月額」という。）のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、訂正請求記録の対象者の平成 19 年 9 月 1 日から平成 20 年 9 月 1 日までの期間、平成 21 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 1 日までの期間、同年 10 月 1 日から平成 23 年 8 月 1 日までの期間、同年 9 月 1 日から平成 24 年 11 月 1 日までの期間及び平成 25 年 2 月 1 日から平成 30 年 2 月 1 日までの期間に係る標準報酬月額については、給与明細書により確認できる厚生年金保険料控除額又は本来の報酬月額から、それぞれ別表 1 の第 5 欄に掲げる標準報酬月額とすることが必要である。

なお、事業主が訂正請求記録の対象者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、別表 1 の第 1 欄に掲げる期間について、訂正請求記録の対象者の健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及び健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額変更届を社会保険事務所（平成 22 年 1 月以降は、年金事務所）に対し誤って提出し、訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、訂正請求記録の対象者の平成 19 年 9 月 1 日から平成 20 年 9 月 1 日

までの期間、平成 21 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 1 日までの期間、同年 10 月 1 日から平成 23 年 8 月 1 日までの期間、同年 9 月 1 日から平成 24 年 11 月 1 日までの期間及び平成 25 年 2 月 1 日から平成 30 年 2 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 請求期間のうち、平成 21 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 1 日までの期間、同年 9 月 1 日から同年 10 月 1 日までの期間、平成 23 年 8 月 1 日から同年 11 月 1 日までの期間、同年 12 月 1 日から平成 24 年 2 月 1 日までの期間、同年 5 月 1 日から平成 25 年 2 月 1 日までの期間、同年 6 月 1 日から平成 26 年 1 月 1 日までの期間、同年 3 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間、平成 27 年 5 月 1 日から同年 10 月 1 日までの期間及び平成 28 年 4 月 1 日から平成 30 年 2 月 1 日までの期間について、請求者から提出された給与明細書により、別表 2 の第 3 欄に掲げる標準報酬月額を上回る、同表の第 4 欄に掲げる標準報酬月額に相当する報酬月額が、事業主により訂正請求記録の対象者に支払われていたことが確認できる。

以上のことから、訂正請求記録の対象者の A 社における別表 2 の第 1 欄に掲げる期間の標準報酬月額に係る記録を、それぞれ同表第 5 欄に掲げる標準報酬月額に訂正することが必要である。

なお、別表 2 の第 1 欄に掲げる期間の同表第 5 欄に掲げる訂正後の標準報酬月額（上記 1 の訂正後の標準報酬月額（別表 1 の第 1 欄②、⑧、⑨、⑪、⑬、⑭、⑮、⑯、⑲、⑳、㉓、㉔及び㉕）の期間に係る同表第 5 欄に掲げる標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

3 請求期間のうち、平成 18 年 7 月 1 日から同年 8 月 1 日までの期間について、給与明細書により、当該期間に係る厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

また、平成 18 年 4 月 12 日から同年 7 月 1 日までの期間、同年 8 月 1 日から平成 19 年 9 月 1 日までの期間、平成 20 年 9 月 1 日から平成 21 年 4 月 1 日までの期間及び平成 22 年 3 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間について、給与明細書によると、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料控除額又は本来の報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額と同額又は低額であることから、標準報酬月額の訂正は認められない。

別表1

第1欄		第2欄	第3欄	第4欄	第5欄
訂正期間		オンライン 記録	厚生年金 保険料控除額 に見合う 標準報酬月額	本来の報酬月 額に見合う 標準報酬月額	厚生年金特例 法により認定 される 標準報酬月額
①	平成19年9月から平成20年8月まで	44万円	47万円	47万円	47万円
②	平成21年4月から平成22年2月まで	47万円	50万円	53万円	50万円
③	平成22年10月	44万円	47万円	47万円	47万円
④	平成22年11月から平成23年2月まで	44万円	50万円	47万円	47万円
⑤	平成23年3月から同年5月まで	44万円	53万円	47万円	47万円
⑥	平成23年6月	44万円	59万円	47万円	47万円
⑦	平成23年7月	44万円	50万円	47万円	47万円
⑧	平成23年9月	41万円	44万円	50万円	44万円
⑨	平成23年10月	41万円	47万円	50万円	47万円
⑩	平成23年11月	41万円	53万円	50万円	50万円
⑪	平成23年12月及び平成24年1月	41万円	44万円	50万円	44万円
⑫	平成24年2月から同年4月まで	41万円	50万円	50万円	50万円
⑬	平成24年5月	41万円	44万円	50万円	44万円
⑭	平成24年6月	41万円	47万円	50万円	47万円
⑮	平成24年7月及び同年8月	41万円	44万円	50万円	44万円
⑯	平成24年9月及び同年10月	41万円	47万円	50万円	47万円
⑰	平成25年2月	41万円	50万円	50万円	50万円
⑱	平成25年3月から同年5月まで	41万円	56万円	50万円	50万円
⑲	平成25年6月から同年8月まで	41万円	47万円	50万円	47万円
⑳	平成25年9月から同年12月まで	41万円	50万円	56万円	50万円

第1欄		第2欄	第3欄	第4欄	第5欄
訂正期間		オンライン 記録	厚生年金 保険料控除額 に見合う 標準報酬月額	本来の報酬月 額に見合う 標準報酬月額	厚生年金特例 法により認定 される 標準報酬月額
㉑	平成26年1月	41万円	62万円	56万円	56万円
㉒	平成26年2月	41万円	56万円	56万円	56万円
㉓	平成26年3月から同年8月まで	41万円	50万円	56万円	50万円
㉔	平成26年9月	41万円	62万円	50万円	50万円
㉕	平成26年10月	41万円	50万円	50万円	50万円
㉖	平成26年11月及び同年12月	41万円	62万円	50万円	50万円
㉗	平成27年1月	41万円	59万円	50万円	50万円
㉘	平成27年2月	41万円	62万円	50万円	50万円
㉙	平成27年3月及び同年4月	41万円	50万円	50万円	50万円
㉚	平成27年5月から同年9月まで	41万円	47万円	50万円	47万円
㉛	平成27年10月から平成28年3月まで	41万円	50万円	50万円	50万円
㉜	平成28年4月から平成30年1月まで	41万円	47万円	50万円	47万円

別表2

第1欄		第2欄	第3欄	第4欄	第5欄
訂正期間		オンライン 記録	厚生年金 保険料控除額 に見合う 標準報酬月額	本来の報酬月 額に見合う 標準報酬月額	厚生年金保険法 第75条本文に より認定される 標準報酬月額
①	平成21年4月から平成22年2月まで	47万円	50万円	53万円	53万円
②	平成22年9月	44万円	44万円	47万円	47万円
③	平成23年8月	44万円	44万円	47万円	47万円
④	平成23年9月	41万円	44万円	50万円	50万円
⑤	平成23年10月	41万円	47万円	50万円	50万円
⑥	平成23年12月及び平成24年1月	41万円	44万円	50万円	50万円
⑦	平成24年5月	41万円	44万円	50万円	50万円
⑧	平成24年6月	41万円	47万円	50万円	50万円
⑨	平成24年7月及び同年8月	41万円	44万円	50万円	50万円
⑩	平成24年9月及び同年10月	41万円	47万円	50万円	50万円
⑪	平成24年11月から平成25年1月まで	41万円	41万円	50万円	50万円
⑫	平成25年6月から同年8月まで	41万円	47万円	50万円	50万円
⑬	平成25年9月から同年12月まで	41万円	50万円	56万円	56万円
⑭	平成26年3月から同年8月まで	41万円	50万円	56万円	56万円
⑮	平成27年5月から同年9月まで	41万円	47万円	50万円	50万円
⑯	平成28年4月から平成30年1月まで	41万円	47万円	50万円	50万円

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1900738号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第2000031号

第1 結論

昭和58年5月から同年11月までの請求期間、昭和59年4月から同年6月までの請求期間及び昭和59年10月から同年12月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和35年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和58年5月から同年11月まで
② 昭和59年4月から同年6月まで
③ 昭和59年10月から同年12月まで

私は、2年間勤めた会社を退職後の昭和58年4月に国民年金に加入したが、同年5月から同年11月までの期間は、留学のため住所変更しA国に渡った。同年12月に帰国し、しばらく経って転入の届出を提出したが、国民年金が未納になっていると言われ、未納となっている期間をすべて納付するため、出張所に出向き、対象期間及び金額は定かではないが8万円程度支払った。

また、昭和59年4月から同年6月までの期間及び同年10月から同年12月までの期間は、市役所出張所できちんと納付し、未納期間とならないよう全ての期間を納付してきた。国民年金は将来大切だからと常に母から言われ、正社員の厚生年金加入期間を除けば派遣社員期間が長く将来年金が少なくなると不安に思い、常に優先して払ってきた。家は持ち家で、共働きの両親、兄と同居しており国民年金保険料の納付に不自由する経済状況ではなかった。税金も未払いになったことは1度もなく、国民年金の重要性を理解しており、きちんと納めていたので調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①について、B出入国在留管理局から提出された日本人出帰国記録及び請求者から提出されたパスポートによると、請求者は昭和58年5月3日に出国し、同年12月19日に帰国したことが確認できる上、パスポートにはC市に昭和60年4月4日転入届を提出した旨記載されており、住民票においてもA国Dから同年12月19日に転入した旨の届出が昭和60年4月4日に行われていることが確認できることから、海外に居住していることによる適用除外期間であり、国民年金に加入することはできない。

また、請求期間①、②及び③について、請求者は、市役所から国民年金の未納を指摘され、出張所において国民年金保険料を8万円程度支払った旨陳述しているものの、請求期間②及び③の前後の期間に係る国民年金保険料については当該期間の翌年度以降に納付されている上、請求者は、国民年金に再加入した時期及び保険料納付月分を記憶しておらず、請求期間①、②及び③に係る保険料の納付についての具体的な状況等は不明である。

そのほか、請求者が、請求期間①、②及び③の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、当該期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①、②及び③の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2000226号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第2000032号

第1 結論

昭和52年*月から昭和53年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和32年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和52年*月から昭和53年3月まで

亡くなった母は、私が20歳になった昭和52年*月に私の国民年金の加入手続を行い、両親の国民年金保険料と一緒に母が納付してくれた。請求期間が国民年金の未加入期間とされているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、亡くなった母親が昭和52年*月に請求者の国民年金の加入手続を行った旨陳述しているところ、請求者に係る戸籍の附票によれば、昭和32年*月から昭和53年3月までの期間における住所がA県B郡C村(当時)であることが確認できることから、国民年金手帳記号番号払出簿により、昭和52年*月から昭和53年3月までの期間にC村に対して払い出された国民年金手帳の記号番号(以下「国民年金番号」という。)に係る氏名について目視確認を行ったが、請求者の氏名を確認することはできない。

また、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる氏名検索においても、請求者に対して払い出された国民年金番号は見当たらないことから、昭和52年*月に請求者が国民年金に加入したとする請求者の陳述と符合しない。

さらに、請求者は国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、加入手続及び請求期間に係る国民年金保険料を納付したとする請求者の母親は既に亡くなっていることから、請求者の国民年金の加入手続及び保険料の納付に関する状況は不明である。

そのほか、請求者が、請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)はなく、請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2000150号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2000072号

第1 結論

請求期間について、請求者のA病院(現在は、B病院)における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和33年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和63年6月29日から同年7月1日まで

A病院から受け取った人事異動通知書によると、昭和63年6月30日付けで辞職していることが確認できるので、調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された人事異動通知書及びB病院から提出された請求者に係る人事記録により、請求者は昭和63年6月30日までA病院に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、請求者から提出された昭和60年分から昭和63年分までの所得税の確定申告書により確認できる社会保険料控除額から判断すると、昭和63年分の所得税の確定申告書に記載されている社会保険料控除額において、請求期間に係る厚生年金保険料が含まれていることを確認することはできない。

また、請求者は、請求期間に係る給与明細書等を保有していない上、B病院は、請求者の請求期間に係る賃金台帳等を保有していないことから、請求期間に係る厚生年金保険料の控除の有無について確認することができない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。